

News Letter

2021年第11号



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 著書のお知らせ	-----2
◆ Q & A	-----3
● 個人情報保護法施行後の労務管理について	
◆ 最新法律動向	-----6
一、「知的財産権強国建設要綱(2021—2035年)」	
二、「国家知的財産権局による「知的財産権故意侵害」認定基準に関する回答」	
三、「証券取引所管理弁法」	
四、「特許権質権登記弁法」	
五、「食品生産許可審査通則(2021版、意見募集稿)」	

著書のお知らせ

よくわかる中国法



王雲海, 周劍龍, 周作彩編著
ミネルヴァ書房 2021年9月刊行
ISBN : 9784623092161

刊行時著者所属：
王雲海（法学研究科）

「よくわかる中国法」は、近日、ミネルバ書房より刊行されました。一橋大学法学研究科の卒業生を中心に、もっぱら在日中国人の法学者達によって、日本法との対比のなかで書かれた中国法の解説書であり、弊事務所のパートナー弁護士張青華が中の知財部分を執筆しました。中国の法体系をわかりやすく、かつ、内容の確実さを担保したのは本書の最大な特徴であるので、ここでご紹介いたします。本書を通じて皆様の中国最新の法体系の理解に一助になれば幸いです。

詳細について、下記のリンクをご覧ください。

リンク : <https://www.hit-u.ac.jp/academic/book/2021/210819.html>

Q&A

個人情報保護法施行後の労務管理について

パートナー弁護士 韓晏元

【 Q 】

2021年11月1日より「個人情報保護法」が施行されましたが、中国における日系企業の労務管理について、どのような影響をもたらすのでしょうか。労務管理において、日系企業の留意点を教えてください。

【 A 】

個人情報保護法が個人情報を取り扱うこと(取得、第三者への提供、日本本社への提供等を含む)に対し、多くの規制が設けられており、労務管理において、日系企業は主に以下の点について留意する必要があります。

1. 個人情報取扱同意書の取得

日系企業が日常的に従業員の個人情報を取り扱う場面が多々あると思いますので、このような個人情報の取扱いに当たり、あらかじめ従業員の書面同意を取り付けたほうが無難でしょう。

個人情報保護法第13条では、労働契約の締結又は履行に必要である場合、又は法に基づき制定した就業規則に従い労務管理を行う際に必要である場合、従業員の個人情報の取扱いに当たり、従業員の同意を受ける必要はないと定められています。しかし、従業員の敏感な個人情報を取り扱う際も従業員の同意を受ける必要はないのか、法令上、必ずしも明確に規定されていません。また、個人情報を海外に提供する際に各個人の同意を受けなければならないと個人情報保護法に明確に定められています(第39条)。このため、紛争なく従業員の個人情報を取り扱うには、個人情報の取扱いに同意する旨の同意書をあらかじめ従業員から取得したほうが無難だと言えます。一部の従業員がこのような同意書への署名に対し反感を持つ可能性も考えられますが、個人情報保護法の要求を説明し、勉強会を実施したうえで(勉強会の実施も法の要求に該当する(第51条))、同意書を取得することも考えられます。

2. 個人情報取扱いの告知

従業員の個人情報の取扱いに当たり、従業員に個人情報を取り扱う目的、方法等を告知しなければなりません(第17条)。個人情報取扱規則を作成して告知をするという方法を用いる場合、当該取扱

規則を公開しなければなりません。実務で、ほとんどの日系企業が従業員のほか、取引先等の個人情報も取り扱っています。取引先等の個人に都度取扱目的等を告知する手間を省くため、多くの日系企業が取扱規則を制定し、「プライバシーポリシー」又は「個人情報保護政策」等の名義で、自社のホームページに公開する方法を取っています。

3. 個人情報管理制度の作成

個人情報の取扱いが法に合致するよう、日系企業が内部の個人情報管理制度及び取扱規程を作成する義務があります(第 51 条)。個人情報管理の関連制度を既存の就業規則に盛り込むことも考えられますが、新たに個別の制度を作成したほうが便利でしょう。

4. 個人情報の類別管理及び安全技術措置の実施

個人情報保護法第 51 条では、個人情報を取り扱う企業に個人情報の類別管理が求められています。このため、既存の従業員の個人情報に対し、敏感な個人情報と一般的な個人情報を分けて、それぞれ管理を実施したほうがよいでしょう。

従業員の個人情報に対し、暗号化、匿名化等の安全技術措置の実施も求められています(第 51 条)。日系企業は、従業員の個人情報のうち、敏感な個人情報が含まれている書類については、暗号化したり匿名化したり、アクセスできる従業員の範囲を合理的に制限したりしたほうがよいでしょう。

5. 第三者との契約における個人情報保護条項の追加

一部の日系企業は従業員の賃金支給、社会保険料納付作業を人材会社に依頼しています。これは、従業員の個人情報を人材会社に提供することに該当します。この場合、個人情報保護法第 21 条に従い、日系企業は人材会社との間で取扱いを委託する目的、期間、取扱方法、個人情報の種類、保護措置及び双方の権利と義務などについて取り決める条項を既存の委託契約に盛り込むか、補足協議書を締結したほうがよいでしょう。

6. 日本本社への個人情報提供

ほとんどの日系企業が OA システムの共有等の方法を利用し、日本本社と従業員の個人情報を共有しています。これは、個人情報の越境移転に該当し、各従業員の同意を取り付けるほか、日系企業が事前に個人情報の保護に関する影響評価を行い、かつ取扱状況について記録を残さなければなりません(第 55 条)。

個人情報保護の影響評価には、(1)個人情報の取扱目的、取扱方法は合法、正当かつ必要であるか

否か、(2)個人権益への影響及び安全リスク、(3)講じている保護措置は合法かつ有効で、リスクの度合いに相応しいか否か等の内容を含む必要があります。

このため、日系企業は個人情報保護影響評価のフォーマットを作成し、日本本社への個人情報提供に当たり、評価を行ったほうがよいでしょう。

以上



最新法律動向

一、「知的財産権強国建設要綱(2021—2035年)」

中国語名称:《知识产权强国建设纲要(2021—2035年)》

中国共産党中央委員会、国務院より 2021 年 9 月 22 日公布

リンク: http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm

解説:

近日、中国共産党中央委員会、国務院は「知的財産権強国建設要綱(2021—2035年)」を公布し、中国が知的財産権強国の建設を加速するという壮大な青写真を描いた。中国は知的財産権導入大国から創造大国へ転換し、数量の追求から品質の向上へと知的財産権の業務を全面的に転換、加速する。その主な内容は以下のとおりである。

●発展目標

1.2025年までに

- ・知的財産権強国建設に関する著しい成果を上げる
- ・知的財産権の保護をより厳格にする
- ・社会満足度を高いレベルに達するようにし、それを保ち続ける
- ・知的財産権の市場価値をより際立つようにする
- ・ブランド競争力を大幅に向上できるようにする
- ・特許集約型産業の増加率の GDP に占める割合を 13%に達するようにする
- ・著作権産業の増加率の GDP に占める割合を 7.5%に達するようにする
- ・知的財産権使用費の年間輸出入総額を 3500 億元に達するようにする
- ・1万人あたりの高価値発明特許の保有量を 12 件に達するようにする

2.2035年までに

- ・中国の知的財産権総合競争力を世界のトップレベルに達するようにする

- ・知的財産権制度システムを完備できるようにする
- ・知的財産権を活用して革新創業を大々的に発展できるよう促進する
- ・社会全体の知的財産権文化の自律がほぼ成し遂げられるようにする
- ・全面的かつ様々なレベルで知的財産権グローバルガバナンスに参加する国際協力の枠組みをほぼ完成できるようにする
- ・中国の特徴を備えた世界レベルの知的財産権強国をほぼ築き上げられるようにする

●知的財産権強国戦略の一環として6つの重要な任務を定める

1. 社会主義近代化向けの知的財産権制度を構築する
2. 国際一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系を構築する
3. 革新的発展を促進する知的財産市場運用メカニズムを構築する
4. 人々に便利で有利な知的財産権公共サービス体系を構築する
5. 知的財産権の高品質な発展を促進する人文社会環境を構築する
6. グローバルな知的財産権ガバナンスに深く関われるようにする

二、「国家知的財産権局による「知的財産権故意侵害」認定基準に関する回答」

中国語名称:《国家知识产权局关于“故意侵犯知识产权”认定标准有关事宜的批复》

国家知的財産権局より2021年10月18日公布

リンク: http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/18/art_2073_170846.html

解説:

国家知的財産権局は『黒龍江知的財産権局の「知的財産権故意侵害」認定基準に関する稟議』に対し、『「知的財産権故意侵害」認定基準に関する回答』(以下、「回答」という)を公布した。その主な内容は以下のとおりである。

「回答」では、「知的財産権故意侵害」認定基準を細分化する際、法に基づき知的財産権の保護を強化し、「故意」と「重大な状況」を科学的に区別し、二つの構成要素に対して不適切なクロスまたは重複評価を避けるよう注意することを明確にした。

同時に、「回答」では、「市場監督管理が重大な違法信用喪失リスト管理弁法」(以下「弁法」という)の第九条に基づき「知的財産権故意侵害」行為を重大な違法信用喪失リストにリストアップするかどうかを判断すると同時に、「弁法」第二条に基づき当該行為が比較的重い行政処罰を受けているかどうかを判断し、「弁法」第十二条に基づき当該行為が悪質、状況が重大でかつ社会に与えている危害が比較的大きいことに該当するかどうかを判断しなければならないと指摘した。

三、「証券取引所管理弁法」

中国語名称:《証券交易所管理办法》

中国証券監督管理委員会より 2021 年 10 月 30 日公布

リンク: http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202110/t20211030_407844.htm

解説:

中国証券監督管理委員会は、習近平総書記が「新三板」改革を深化させ、北京証券取引所の設立に関する重要な演説精神を浸透させるため、「証券取引所管理弁法」(以下、「管理弁法」という)を改正、公布した。その主な改正内容は以下のとおりである。

● 公司制証券取引所の組織構造を規定する

「証券法」「会社法」の要求に従い、株主会、董事(取締役)会、監事(監査役)会、総経理(社長)の運営メカニズムを確立し、規律正しい透明性のある企業統治構造を形成する。

● 監督管理に関連するアレンジメントを明確にし、その改善を図る

証券取引所より関連業務規則を制定または改正する場合、証券取引所理事会または取締役会によって採決を取り、更に中国証券監督管理委員会に申告し承認を取り付けなければならないと規定されている。また、会社制証券取引所の董事長、副董事長、監事長については、証券監督管理委員会より指名し、董事会及び監事会のそれぞれの採択による承認を取り付けると規定されている。

● 一部条項の適用を明確にする

「証券取引所の収支残高を会員に分配してはならない」及び「座席」などの表現については、会員制証券取引所のみ適用することを明確にした。会社制証券取引所の董事、監事及び高級管理職者は誠実

信用の義務、兼職及び回避規定等を遵守しなければならないことを明確にした。

四、「特許権質権登記弁法」

中国語名称:《专利权质押登记办法》

国家知的財産権局より 2021 年 11 月 15 日公布

リンク: https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/16/art_74_171449.html

解説:

2021 年 11 月 15 日、国家知的財産権局は改正された「特許権質権登記弁法」を公布した。改正された「弁法」は、元の「弁法」の第六、第七、第十、第十一、第十三、第十四、第十六、第十九、第二十条等の条項について重要かつ実質的な改正を行った。

「弁法」では、当事者は承諾の方式で特許権質権設定登録関連手続きを行うことができ、当事者より関連誓約書を提出された場合、身分証明、変更証明、抹消証明等の証明書類の提出が不要であることを明確にした。

更に「弁法」では、質権設定登録申請を行った実用新案について、同じ発明創造が既に同日に発明特許を出願した場合、当事者が告知された後もリスクの受け入れを表明し、引き続き手続きを行おうとする場合、登録手続きを認めると示した。

五、「食品生産許可審査通則(2021 版、意見募集稿)」

中国語名称:《食品生产许可审查通则(2021 版、征求意见稿)》

意見募集締切日:2021 年 12 月 15 日まで。

リンク: http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202111/t20211116_336840.html

解説:

食品、食品添加物の生産ライセンス管理を強化し、食品生産ライセンスの審査業務の仕組化を図るため、2021 年 11 月 16 日付け、中国市場監督管理総局より「食品生産許可審査通則(2021 版、意見募集稿)」を公表し、社会公衆向けにパブリックコメントを募集した。

「審査通則」によると、食品生産者が下記のいずれかの状況に該当する場合、審査・承認を管轄する政府部門は食品生産ライセンス申請の要求に基づき審査を行わなければならない。

- (一) 初めて食品生産ライセンスを申請する場合
- (二) 食品生産許可証の有効期限満了後にライセンス申請を申し出る場合
- (三) 生産場所の移転によってライセンス申請手続きを申し出る場合
- (四) 食品生産者の生産条件に重大な変化が生じ、食品生産要求に合致しなくなり、改めてライセンス申請手続きを行う必要がある場合



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭廣場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
國際商會中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
國金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街 191 号
金禾センター29 階
Tel: (86-27) 8730 6528
Fax: (86-27) 8730 6527
郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新區天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094



西安支所

住所: 西安市高新區丈八二路 11
号永威時代中心 27 階
Tel: (86+29) 8572 7895
郵便番号: 710065



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
馮 超	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: Charles_feng@east-concord.com
陳 宏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できるとされる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にさせていただいて構いません。